

# 韓国の雇用許可制語学試験 (EPS-TOPIK) からみた 就業前の言語習得について

— 試験方式と難易度からの接近 —

吹原 豊・松崎 真日・助川 泰彦

## Abstract

Since Korea started to accept migrant workers from several countries under official permit with time limitation, Korean proficiency test called EPS-TOPIK has been conducted by the government. In this paper, a brief historical research of the test and minute analysis of the test were conducted. Also, based on the facts found by the survey, an issue of how L2 teaching should be provided for migrant workers in both Japan and Korea was discussed. We came up with an idea that evaluation does not only evaluate learners but also strongly influences the content of education. This paper could be considered to be a piece of suggestion to what is needed for L2 instruction in EPS and how the system should be like.

**Key words:** EPS, EPS-TOPIK, Second Language Acquisition (SLA)

## 1. はじめに

筆者らは、7年ほど前から韓国の京畿道安山市（以下、安山市）をはじめとする複数のインドネシア人コミュニティに足を運び、その主な成員である移住労働者<sup>1</sup>の言語習得の実態について調査を続けている。その目的は、それ以前から日本で行っている同様の調査との比較対照を行い、日韓両国のインドネシア人コミュニティにおけるホスト社会の言語習得の実態とそれを取り巻く要因についての考察をおこなうことであった。

これまでの調査から、日韓両国の移住労働者の言語習得に関わる促進要因が見えてきている（吹原・助川 2015）が、同じインドネシア人といっても、それぞれ渡日、渡韓するまでのプロセスに大きな違いがあり、それがホスト社会における言語習得に影響している可能性も窺われた。

その一例として、韓国では2004年に外国人勤労者雇用許可制度（Employment Permit System。通称、雇用許可制。以下、EPS と称する）が施行されて以来、非専門職人材の外国人労働者の雇用を許可し、人材不足に悩む労働現場に配属するといった取り組みを続けていることが挙げられる。EPS では、韓国への移住労働に際して、一定の韓国語能力を所持していることが求め

---

1 本稿では労働を目的とした移住者のことを移住労働者とする。

られ、また、それを証明するために EPS-TOPIK と呼ばれる語学試験で一定の点数をおさめることが要求されるようになっている。

以上を踏まえて、本稿では、まず、韓国の移住労働者受け入れについて、その歴史を概観し、EPS 誕生に至った経緯について簡潔に述べることにする。次に、EPS に伴って開発された語学試験 (EPS-TOPIK) についてその概要と特徴を述べ、その後、移住労働者が韓国で実際に仕事を始める前の韓国語学習について考察を試みたい。

言語教育に限ったことではないが、評価というものは内容を規定する性格を持つ。EPS-TOPIK という評価法の分析によって、EPS での労働において求められる言語的な要件はもとより、EPS という制度のありようの一端に光を当てることができると思う。

## 2. 韓国の移住労働者受け入れと EPS

韓国法務部出入国外国人政策本部のデータによると、韓国在留外国人総数は1,846,049人であり、また、そのうち外国人労働者数は624,098人 (うち、「専門人材」が49,562人) (出入国・外国人政策本部調べ、2015年4月時点) となっている。歴史を紐解くと、韓国は1970年代の半ばまでは海外への移住労働者送出国であった。以下に、独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT) のデータを参照しながら、韓国における外国人労働者受け入れの変遷について簡単に見ていきたい。

表1 韓国における外国人労働者受け入れの変遷

時期	背景、制度等
～1970年代半ば	韓国は労働力の輸出国。
1980年代後半	労働力不足が本格化、労働力の輸入国に転換する。[88年ソウル五輪開催]
1990年代	好調な経済を背景に、労働力不足が顕在化。
1991年	<b>産業技術研修制度</b> 導入 (海外の子会社で雇用した外国人を韓国で研修させた後、再び投資先で雇用する制度。300人以下の中小企業は外国人を1年間研修生として就労させることができる)。
1993年	<b>産業研修制度</b> 導入 (産業技術研修制度が改正され、海外へ投資していない中小企業も対象となる。これにより、3K業種に外国人労働者を研修生として受け入れることが可能となる)。
2000年	<b>研修就業制度</b> 導入 (産業研修制度で就労した研修生に対し、労働者としての就労資格を与えるもの。当初は研修、就労期間ともに1年。2002年に就労期間を2年に改正)。
2001年	高度外国人材の特定活動資格者 (E-7) に与えられる優遇措置の導入
2002年	<b>就業管理制度</b> 導入 (韓国系外国人に、飲食業、ビル清掃、社会福祉、清掃関連サービス、介護、家事分野の就労を許可)。
2004年	<b>雇用許可制度 (EPS)</b> 導入 (非専門職人材の外国人労働者の雇用を許可)。
2007年	<b>訪問就業制度</b> 導入 (韓国系外国人の入国の簡素化と就労可能業種の拡大)。
2010年	高度外国人材向けのポイント制度の導入 (居住・永住資格の付与)。

出典：JILPT のデータをもとに、筆者が改変

表1にもあるように、韓国で主に非熟練労働に従事する外国人移住労働者の受け入れがはじまったのはソウルオリンピックを契機とする経済成長期に入った1980年代後半のことである。その時期には外国人移住労働者の増加に伴い非熟練部門に非合法的な就労が広がる中で、雇用者側からの合法的な外国人の雇用についての要望が高まった。それに対して、韓国政府が採ったのは、その当時日本ですでに開始されていたものと同様の施策であった。具体的には、外国人移住労働者を労働者としての地位と権利を認めない形で、技術の学び手として受け入れるという研修制度の導入であり、それに加えて、就労を目的とする韓国系外国人の受け入れであった。

前者の研修制度であるが、1991年に導入された当初のもの（産業技術研修制度）は、海外に子会社を持つ韓国企業がその子会社で雇用した外国人を韓国で研修させた後、再び投資先で雇用する制度であり、300人以下の中小企業は外国人を1年間研修生として就労させることができるというものであった。この制度は1993年に改正され（産業研修制度）、海外へ投資していない中小企業にも受け入れ先が拡大された。これにより、3K<sup>2</sup>業種に外国人労働者を研修生として受け入れることが可能となった。研修制度は2000年に再度改正され（研修就業制度）、産業研修制度で就労した研修生に対し、労働者としての一定期間<sup>3</sup>の就労を認めるものになった。また、日本の日系人受け入れ施策を取り入れた韓国系外国人<sup>4</sup>の受け入れ施策（2002年導入の就業管理制度と2007年導入の訪問就業制度）も進んでいる。ここまでの流れは、外国人研修制度から技能実習制度導入に到る日本の施策と酷似しているが、その後、研修制度は低賃金、長時間労働、労災に対する不適切な対応などから職場での差別や暴力に到るまで、さまざまな問題を生み出すこととなった。また、研修制度から離脱した状態で就労する未登録労働者を大量に生み出すことになり、さきの外国人労働者の人権問題と相俟って制度の根幹を揺るがし続けることとなった。その結果、韓国政府が採った大きな政策転換がEPSであった。

EPSは、韓国で2004年8月に導入された。研修という名目ではなく、製造業、建設業、農畜産業、サービス業等の分野で300人未満の事業体が、韓国人労働者を雇用できない場合に限って、所定の手続きを経て外国人労働者と雇用契約を締結できるという制度である。制度が開始された当初の雇用期間は入国日から起算して3年であったが、その後、数回の制度改正があった。2005年5月からは、3年の期間満了後いったん帰国し、自国で1ヶ月以上待機したのち再度雇用許可を申請することができるようになり、1ヶ月の待機期間はあるが、6年間の労働が可能になった。2009年12月の改正では3年の期間満了後に1年10ヶ月の延長が認められるようになった。これは4年10ヶ月まで連続滞在し働くことができるようにしたものといえる。最近では2012年7月に制度改正があった。基本労働期間を4年10ヶ月と改め、期間満了後いったん帰国し3ヶ月から6ヶ月待機すれば、改めて4年10ヶ月間働くことができるようになっている。現在の制度では途中の待機期間はあるが、4年10ヶ月+4年10ヶ月で、合わせて9年8ヶ月ま

2 韓国では「Dirty」「Dangerous」「Difficult」の頭文字を取って、「3D」と呼ばれる。

3 当初は研修、就労期間ともに1年。2002年に就労期間を2年に改正。

4 中国の朝鮮族をはじめ、中央アジア諸国やウクライナなど旧ソ連領で暮らす、韓国側から見た在外同胞を指す。

での EPS による労働が可能な制度になっている。

この制度により多くの外国人労働者が正規の手続きを踏み働くことが可能になった。EPS により韓国政府は多くの外国人労働者を管理することができるようになり、結果として不法労働の割合は大幅に低下している。制度導入以前の2003年には外国人労働者の80%は不法滞在であったが、2014年度には15.7%まで減少しているという<sup>5</sup>。

この制度は韓国と対象国の二国間協約による労働者の受け入れであり、対象国は2015年9月現在、フィリピン、タイ、インドネシア、スリランカ、ベトナム、モンゴル、ウズベキスタン、パキスタン、カンボジア、中国、バングラデシュ、キルギス、ネパール、ミャンマー、東ティモールの15ヶ国である。

### 3. 本研究の目的

本研究の目的は EPS 導入に伴う就業前言語教育の実態について紹介し、そこから移住労働者対象の第二言語習得教育のあり方への示唆を導き出すことである。

## 4. 先行研究

### 4-1. 日本語文献

日本以上に急速に外国出身者の受け入れが進む韓国では、近年主に結婚移住女性の受け入れとそれに伴う現象である多文化家族をテーマにした調査研究が増加している。また、それに加えて、近年急増する外国人移住労働者の受け入れに関する研究も、主に政策面についてのものを中心におこなわれるようになってきている（イ 2007；白井 2007；宣 2007；佐野 2010；今泉 2012）。それらの中で、日本の事例との比較という観点から行われた研究に松岡（2009）がある。「移住外国人の言語習得と施策——韓国から日本への示唆」という論考の中で、松岡はこの問題が韓国と日本の共通課題であるという認識を明確に示している。その上で、韓国の移住外国人受け入れの概観から移住労働者、結婚移住女性、移住家族の子どもたちそれぞれを取り巻く状況について紹介している。同論考ではさらに移住外国人のための第二言語としての韓国語教育について、制度の概要と具体的な状況を紹介している。松岡の論考では言語習得支援に相当の関心が払われているものの、論考の性質上、基本的には施策を中心とした概観的なものであり、言語使用場面における実地調査に基づいたものではない。また、そのためもあって、移住外国人の言語使用や言語能力の実態についてもほとんど述べられていない。

そうした問題意識を踏まえて、筆者たちも2008年以降大洗町のインドネシア人コミュニティとの比較を目的とし、安山市のインドネシア人コミュニティに足を運び、フィールドワークの成果の一部を紹介してきた。中でも吹原・助川（2015）においては少数の韓国語中、上級話者

---

5 韓国産業人力公団理事長寄稿の新聞記事による（文化日報、2014年8月29日）。

への聞き取り結果をもとにして、韓国語習得を促進させた要因について考察を行っている。

#### 4-2. 韓国語文献

EPS に関しては韓国の外国人労働者政策の柱であることから、法学、経済学、経営学、社会学、政治学、心理学、教育学、人類学等でも議論があるが、韓国語習得あるいは韓国語試験の側面からも注目されている。김유정 (2008) は EPS の韓国語試験がはじまって 3 年ほどたった段階における現状と課題を論じた論考である。この論文では EPS-TOPIK<sup>6</sup> 導入当初の様々な資料が提示されているが、そのうちの 1 つが、2005 年から 2007 年までのスリランカ、フィリピン、タイの資料である。この資料の合格率に注目すると、変動の幅が大きいことが読み取れる。たとえば、各国の最も高い回を挙げると、スリランカ第 3 回 (2006. 06. 11) が 80.0%、フィリピン第 5 回 (2007. 05. 06) が 82.2%、タイ第 4 回 (2007. 11. 04) が 81.8% と、いずれも 80% を上回る合格率になっている。反対にもっとも低い回では、スリランカ第 5 回 (2007. 10. 28) が 28.4%、フィリピン第 4 回 (2006. 10. 29) が 51.29%、タイ第 2 回 (2006. 11. 26) が 45.6% と、合格率が 50% に達しない場合もある。この点に関して 김유정 の論考では原因は不明としながらも、可能性として、試験が不定期に実施されることから受験者の準備不足、難易度設定の問題等を挙げている。

同様に試験結果の資料を利用した研究として 김명광 (2011) がある。同論文では 김유정 の論考で資料がなかった 2007 年のカンボジア、キルギスタン、ウズベキスタンを含む 2007 年から 2010 年までの韓国産業人力公団の資料<sup>7</sup> を利用している。ここでも合格率の大きな変動が確認できる。たとえば 2010 年の試験で最も合格率が高かったインドネシア第 6 回 (2010. 09. 05) では 80.6% に達する一方、ネパール第 2 回 (2010. 08. 28-29) では 11.5% となっている。合格率の違いの理由として、国ごとの受験者の準備状況の違いによる可能性も考えられるが、インドネシア第 5 回 (2009. 05. 09-10) では 16.1% の合格率に過ぎず、国ごとの受験対策状況では説明するのは難しいと思われる。合格率の大きな変動について 김명광 の論考では、2007 年に見られた変動は韓国の雇用政策と送出国の要請により人為的に操作された結果であると指摘している。

その他、EPS-TOPIK に関するマスコミの報道の分析から問題点を論じた 정호진 (2013a)、同じく海外の世宗学堂の韓国語教師を対象に行った設問調査の結果から本試験の発展のあり方を論じた 정호진 (2013b) もある。報道や韓国語教師の反応から EPS-TOPIK の今後の方向性を考えた研究といえよう。

6 当時、この韓国語試験の名称は正確には EPS-KLT であり、後に EPS-TOPIK に改称された。

7 全協定締結国の資料がそろっているわけではなく、김명광 が確認した資料が提示されている。2009 年は 4 ヶ国の資料があるのみであるが、2010 年は 12 ヶ国の資料が提示されている。

## 5. 就業前語学教育について

### 5-1. 渡韓前の韓国語教育

EPSで韓国に入学し労働するには、2つの過程を経なければならない。1つ目は、EPS-TOPIK (Employment Permit System-Test of Proficiency in Korean) を受験し合格することである<sup>8</sup>。求職者がEPSで働くためには一定レベル以上の韓国語能力を有することが条件となっている。求職者は、まずはEPS-TOPIKで基準得点を満たし、候補者リストに登録される必要がある。2つ目として、候補者リストからEPS労働者として選ばれ渡韓が許可される過程がある。韓国での労働力の需給関係を反映し募集人員に変動があるため、リストに登録されている全員が韓国で働くことができるわけではないからである<sup>9</sup>。リストに登録されると、性別や年齢またEPS-TOPIKの結果やその他の技能などについての情報が現地から韓国に送られる。韓国では送られてきた情報をもとに採用を望む企業に候補者を斡旋する。その際、EPS-TOPIKの結果や希望により受験する技能試験<sup>10</sup> (Skill Test) の結果も考慮されることになる。このようにしてマッチングが図られ、求職者と事業所の間で労働契約が締結されると、公式の事前教育を受けた上で渡韓することになる<sup>11</sup>。なお、候補者リストの有効期限は合格日から2年間となっている。

EPS-TOPIKはEPS締結国で定期的あるいは不定期で実施されており、EPSで労働しようとする者<sup>12</sup>はこの試験を受験し定められた基準得点を超えることがリストに載る条件となる。基準得点に満たない場合は、たとえ業務に関する高い技術や能力を有していてもEPSでの労働者としては認められない<sup>13</sup>。このことからわかるようにEPSでは一定以上の韓国語能力を有することが労働者としての絶対的な条件になっている。そのため、EPSで労働するためには、母国で韓国語を学習し基準得点を超えるだけの韓国語能力をあらかじめ身につけていることが必要と

8 EPS-TOPIK についての詳細は後述する。

9 例えば2008年はEPSには72,000名の割り当て、つまり募集人数があったが、リーマンショックの余波により労働力需要が減少した2009年は17,000名の割り当てとなった (EPS ホームページ [www.eps.go.kr](http://www.eps.go.kr) 掲載の「雇用許可制情報」を2015年10月8日に参照した)。このようにEPSの割り当ては韓国内の雇用状況に大きく左右される。求職者にとってはリストに掲載されることが第一段階であり、そこから実際に韓国で働くにはもう1つの段階があるといえよう。

10 希望者は健康診断と体力検査および基礎的な技能試験を受験することができる。技能試験は義務ではないが、技能試験の結果が優れている場合、優先的に仕事の斡旋が受けられる。

11 渡韓の方法であるが、EPS協定を締結した国から団体で韓国に入学する。その際EPS協定締結国の担当省庁の担当官が韓国まで引率することになっている。インドネシアの場合は「送出保護省 (NBPPLOW : National Board for the Placement and Protection of Indonesian Overseas Workers) の担当官の引率の下で韓国に入学することとなっている。

12 一度目のEPSで所定の労働期間を満了し、最後に勤務した事業所との間で引き続いての勤務が合意された場合は「誠実勤労者再雇用制度」によりEPSで再度入学し労働することが認められている。この場合、いったん韓国から出国し3ヶ月以上経過した後には再入学することができる。この再入学に当たってはEPS-TOPIKの受験は免除されている。

13 特殊能力を有するものに対しては専門人材という別枠の資格があるが、これは大学の外国人教員やきわめて高度な技術を有する専門職のための資格である。

なる。EPS での労働者の選抜においては韓国語能力が重視されているといえる。

ところで、EPS 希望者は EPS-TOPIK で基準得点を満たすことがまず重要であるため、受験前に韓国語の学習をおこなうことになる。多くの場合、私設の語学学校に通う、家庭教師から韓国語を学ぶ、独学をするなどである。基本的に EPS-TOPIK の受験者は各自で対策を立て韓国語を学習する。雇用許可制で働くインドネシア人労働者を対象とした聞き取りでは、EPS-TOPIK の対策として語学学校で勉強した者、独学した者がいた。語学学校で勉強した経験のある労働者の話によれば EPS-TOPIK に特化した韓国語授業をおこなう語学学校があるとのことであった。なお、정호진 (2013: 105) の調査によれば、パキスタンでは韓国政府の関連韓国語教育機関である世宗学堂<sup>14</sup>で EPS-TOPIK 対策コースが設けられているとのことであるが、調査をした他の国の世宗学堂ではそのようなコースは設けられていなかった。受験を希望するものに対し韓国政府が韓国語教育を直接おこなうことは、これまでのところ基本的にはないといえよう。

しかし、他方で EPS-TOPIK 受験者のための学習支援として教科書編纂と配付が行われている。この教科書は『韓国語標準教材』という名称であり、協定締結国に送付されるとともに、EPS-TOPIK 公式ホームページ<sup>15</sup>から紙面と音声ファイルを無料でダウンロードできるようになっている。この教科書の初版は2012年に刊行され、全50課で構成されており、361ページに及ぶ本格的な教科書となっている。同教科書は2015年に改訂版が公表されているが、改訂版は全60課構成で348ページとなった。この改訂版もダウンロードが可能である。なお、公式ホームページの教科書の紹介文には教科書編纂の経緯が記されている。これによれば、教科書刊行は2013年から EPS-TOPIK の問題プール<sup>16</sup>が非公開化されたことに伴う措置であるとのことであり、「EPS-TOPIK の準備をする外国人労働者に望ましい学習の方向を提示し、韓国語能力の向上を支援する」ため編纂された旨が明記されている。

2012年6月1日付の韓国産業人力公団発行の報道資料でも教科書編纂の経緯が記されている。資料では、まず問題を公開していた理由について説明しているが、それによれば2012年までは EPS 協定締結国での韓国語学習環境が十分でなく、EPS-TOPIK 受験者の韓国語能力も低いため、公開問題から出題してきたという。しかし、EPS-TOPIK も施行から7年が経過し既に EPS での期間満了に伴う帰国者があること、また、世宗学堂などの韓国語教育機関が増加していることから、非公開化の条件が整ったとしている。その上で、『韓国語標準教材』について「内容は産業現場で多く使用する用語と対話を中心に構成し、音声ファイルを併せて提供することで韓国語の勉強を体系的に行えるようになる」と教科書の狙いを明らかにしている。

以上のことからわかるように、2013年の『韓国語標準教材』の刊行は、問題の非公開化に伴

---

14 世宗学堂とは韓国の文化体育観光省支援を受け、世界各地で運営されている韓国語教育機関である。2015年9月現在55ヶ国に138の世宗学堂が開設されている。

15 ダウンロードは次のアドレスから可能である (2015年10月8日確認)。https://epstopik.hrdkorea.or.kr:444/eps-topik/book/std/standardBookList.do?lang=ko

16 問題がプールされたものを指す。日本でいう「問題バンク」と同じものであるが、本稿では EPS-TOPIK で公式使用されている「問題プール」という表現を使用する。

う措置であるといえる。また、送出国（協定締結国）での学習環境が整った理由として世宗学堂の開設と EPS を満了し帰国した者が増加している点を挙げているが、このうち EPS の帰国者についての記述は注目される。EPS の帰国者は韓国語あるいは韓国語教育の専門家ではない。しかし、他方で韓国の産業現場をよく知る者である。また、かつて EPS-TOPIK を実際に受験し合格した経験者でもある。報道資料で言及されていることからわかるが、EPS 帰国者は現地での韓国語学習の上で重要な存在になってきている。安山市での聞き取りにおいても、私設の語学学校の教師や家庭教師がかつて EPS で働いていた人物であったという話をしばしば耳にした。他方、정호진 (2013) で指摘されているように、これまでのところ世宗学堂では EPS-TOPIK 向けのコースは一部の国家を除き開設されていない。EPS 受験者の韓国語学習および教育において EPS 帰国者が重要な役割を果たしていることがわかる。

EPS-TOPIK で基準得点を満たすと、候補者リストに掲載されることになる。その後、情報リストに基づき韓国で事業所との間でマッチングがおこなわれる。その結果が候補者に伝えられ労働条件等の確認後に勤労契約が締結されると、渡韓前の公式教育である「事前就業教育」を受けることになる。EPS を主管する韓国産業人力公団では事前就業教育について「外国人勤労者の就業能力育成および韓国への早期適応を促進すべく勤労契約を結んだ勤労者に対し事前教育をおこなう」と紹介している。また、実際に行なわれる教育時間と教育内容は次のようである。

表2 事前就業教育の教育内容と教育時間

区 分	教 育 時 間
韓 国 語 教 育	38時間
韓国文化の理解	7時間
計	45時間

事前就業教育の内容は韓国語の教育が38時間、韓国文化の理解が7時間の計45時間の教育の実施である。この教育は協定締結国が推薦する教育機関または韓国の雇用労働省が認定した機関で実施され、1週間から2週間半の期間でおこなわれる。教育内容と教育時間から見ると、とりわけ韓国語教育に重点がおかれていることは明らかであり、「就業能力」として韓国語能力が重視されていることがわかる。

以上、渡韓前の韓国語教育について見てきた。EPS で働くためには EPS-TOPIK の合格が必要であり、EPS 希望者は各自でこの試験準備のために勉強することを述べた。また、かつては EPS-TOPIK の問題は公開された問題（問題プール）から出題されていたが、2013年以降出題問題非公開化がなされたことに伴い、韓国政府は EPS-TOPIK 受験者に向け『韓国語標準教材』を刊行した。問題の非公開化、および教科書刊行の背景として EPS 期間満了帰国者の存在があり、現地での EPS 求職者のための韓国語教育はこの帰国者により担われている部分が小さくないことを指摘した。その他、候補者リストに記載後労働契約締結まで進んだ者に対しては公式の事前就業教育があり、その教育内容は韓国語教育が中心となっていることも明らかになった。



### 5-1-1. EPS-TOPIK とは

先述の通り、EPS で働くには EPS-TOPIK を受験し合格しなければならない。つまり、EPS-TOPIK は労働者を選抜する機能を果たしているといえる。以下に、試験の目的、試験方式、歴史等から試験の輪郭について述べていきたい。

EPS-TOPIK では試験について「外国人求職者の韓国語駆使能力および韓国社会に対する理解の程度を評価し、外国人求職者リスト作成時に客観的な選抜基準として活用し、韓国に対する基本理解を持った者の入国を誘導し、韓国生活における適応力を図る」ものであると説明している<sup>17</sup>。この説明では前半部分で EPS-TOPIK の評価の対象について「韓国語駆使能力」と「韓国社会に対する理解」であるとしている。後半部分では試験の実施目的を求職者リストの客観的な選抜基準として活用することであるとしている。

試験は EPS 協定が締結された15ヶ国で実施されている。紙面による試験方式（PBT：Paper Based Test）とコンピュータを利用した試験方式（CBT：Computer Based Test）が存在する。PBT は全ての締結国で年に1回実施されるが、試験実施時期は国ごとに異なる。CBT は2012年12月にタイとベトナムにおいて試験的に実施され、その後徐々に実施国を増やし、2015年9月現在全ての協定締結国で実施されている。CBT は四半期ごとに1回以上、年に4回以上実施されており、国ごとに試験日が設定される。また、この方式は試験設備の関係から一度の受験者数に上限があり、志願者が多数の場合には抽選で受験者が決定される。なお、「特別韓国語試験再入国制度」を利用しようとする場合は、CBT のみで受験が許可される。特別韓国語試験再入国制度とは一度目の EPS で期間満了以前に自発的に帰国した者があらためて EPS-TOPIK を受験し合格すれば、再度 EPS で働くことができるようになる制度である。特別韓国語試験再入国制度のための韓国語試験は CBT 形式で実施され、一般の EPS-TOPIK とは別に実施される。

このように、現在では全協定締結国で少なくとも PBT が年1回、CBT が少なくとも年4回実施されており、受験資格を満たす限り何度でも挑戦することができる。受験料は2015年10月11日現在 PBT、CBT とともに一回あたり24米ドルである。

受験資格であるが、以下の4つの基準を全て満たす必要がある。

- ① 満18歳以上39歳以下
- ② 禁固刑以上の犯罪経歴がない者
- ③ 過去に韓国で強制退去・または出国措置の経歴がない者
- ④ 出国制限がない者

EPS は EPS-TOPIK の合格がそもそもの前提であるため、この受験資格はそのまま EPS 労働者の必要条件になる。4つの基準のうち②、③、④は出国や入国の際にしばしば審査される項目であるといえるが、①はそれらとは違い年齢制限項目である。これは EPS の特徴的な基準であり、韓国が EPS で受け入れようとする労働者とはまずもって年齢が比較的若いことが必須の

---

17 EPS-TOPIK 公式ホームページに韓国語で記述されている文言を筆者が和訳したものである。(http://epstopik.hrdkorea.or.kr/eps-topik/abot/exam/selectTopikDesc.do?lang=ko 2015年10月15日確認)。

条件であることを示している。

EPS-TOPIK の歴史であるが、2005年8月に EPS-KLT (Korean Language Test) としてはじまったのが最初である。試験の名称は現在とは異なるが、EPS における労働者選抜のための韓国語試験であり、試験の目的は現在と変わらない。2005年8月の第1回目の試験は当時 EPS 協定が締結されていた6ヶ国で実施されている。一方、違いもあり、試験の運営団体は現在とは別の団体が担っていた。現在は人材の開発や活用、評価といった労働者に関する業務をおこなう韓国産業人力公団が試験を運営しているが、第1回目の試験時には運営団体が2つあった。その1つは文化体育観光省傘下の韓国語世界化財団であり、フィリピン、タイ、スリランカでの試験運営を担った。もう1つはハンゲル学会の関連団体である世界韓国語試験委員会であり、カンボジア、ウズベキスタン、キルギスタンでの運営を担った。この2団体はいずれも韓国語の普及事業をおこなう団体であるという共通点を持つ。2007年6月からは EPS 協定締結国が10ヶ国に増加したことに伴い、現在運営を一括して行っている韓国産業人力公団も運営団体に加わることになる。この時点でもやはり地域により試験を担当する団体が決められていた。運営団体ごとの担当国は時期により異同もあるが、新たに加わった韓国産業人力公団はウズベキスタン、カンボジア、パキスタン、中国を担当した。そして、2008年からは韓国産業人力公団が一括して運営を担当し現在に至っている。運営団体が、韓国語普及を目的とする学術的な色彩の強い団体から労働者に関する業務を担う団体に替わったという点は注目される。

その後、2009年に試験の名称が EPS-TOPIK と変更になっている。この変更は当時の李明博政権が推進した国家ブランド政策の下で韓国語試験の名称を統一することを目的に行われた変更である。すなわち、EPS-KLT を一般韓国語学習者のための韓国語能力試験の英語略称である TOPIK に合わせ EPS-TOPIK と変更したものである。

### 5-1-2. EPS-TOPIK の外形的分析

ここでは EPS-TOPIK の外形について見ることにする。そのために、2つの観点から EPS-TOPIK を把握したい。1つ目は試験全体の概要である。出題分野、問題数、出題方式、配点、試験時間、合格基準などを見ることにする。2つ目は問題の出題内容と形式である。試験ではどのような内容が取り扱われ、どのような問題形式で出題されるのかを見ることにする。

まず、試験全体の概要から見ていきたい。EPS-TOPIK は読解試験と聴解試験からなっている。読解試験と聴解試験は別々に行われ、読解試験の試験時間は40分、聴解試験は30分である。配点は各100点、合計200点満点である。問題の回答は読解、聴解を問わず全ての問題が四者択一の選択式である。PBT ではマークシート方式で、CBT はコンピュータ上で答えを選ぶ方式になっている。次の表は以上のことをまとめたものである。

表3 EPS-TOPIK の問題形式

出題分野	問題数	出題方式	配点	試験時間
読解	25	四者択一	100点	30分
聴解	25	四者択一	100点	40分
全体	50	四者択一	200点	70分

受験者は読解と聴解の両試験を受けるが、合格判定は総合点で判断されることになっている。具体的には200点満点で80点以上が合格となる。得点率で考えると40%以上であれば合格と判断されることになる。あくまで総合点で判断されるため、極端な場合、読解が0点であっても、聴解が80点あれば合格と判定されることは興味深い。

次に、問題の出題内容と形式である。出題内容については読解と聴解についてそれぞれ、「主要項目」が挙げられ、その下に出題方式が「細部項目」として設定されている。読解の主要項目と細部項目は以下の表の通りである。

表4 読解の主要項目と細部項目<sup>18</sup>

主要項目	細部項目
事物と状況説明 (産業安全、職業関連内容を含む)	絵、写真を見て適切な文を選ぶ
語彙および語法 (産業安全、職業関連内容を含む)	空欄に入る語彙および文を選ぶ
実用資料の情報 (産業安全、職業関連内容を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種表示板、案内板に含まれる情報を理解する。</li> <li>• 産業安全表示板を理解する。</li> </ul>
読解 (産業安全、職業関連内容を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 説明文を読み絵を選ぶ (産業安全に関する絵)</li> <li>• 説明文を読んで答える</li> </ul>

この表を見ると主要項目として4つが挙げられているが、試験で取り扱われる内容を示したものといえよう。いいかえると読解試験に出題される問題は、事物と状況を説明する問題、語彙と語法の問題、実用資料の情報の問題、読解の問題ということになる。

そして、これらの主要項目の下に細部項目が挙げられている。この細部項目はより具体的な出題の形式を示したものである。例えば、事物と状況説明の問題では、絵や写真を見て適切な文を選ぶ形式で出題されることが示されている。同様に語彙および語法の問題では、空欄がありそこに入るべき語彙および文を選ぶ形式で出題がなされることが分かる。しかし、実用資料の情報では、「各種表示板」や「産業安全表示板」といった具体的な読解の対象は示されていないものの、「理解する」とのみ記述されており、一見しただけでは問題の形式までは把握しにくい。問題プールを確認すると、この主要項目は読む対象が文章ではなく、表示板や案内板であった。問題の形式は、表示板や案内板の内容についての質問に対して適切な答えを選ぶ形式であ

18 EPS-TOPIK 公式ホームページに掲載されている出題基準を参照。

り、特徴ある問題形式でないことからこのような記述になったものと思われるが、ややわかりにくい記述になっているといえよう。

また、それぞれの主要項目には括弧の中に「産業安全、職業関連内容を含む」と記されている点が注目される。出題される内容として産業安全、職業関連内容が含まれることを情報として明示しているといえる。

聴解についても主要項目と細部項目を見てみよう。下の表から分かるように、やはり出題内容を示す主要項目として4つが挙げられ、それぞれ細部項目が設定されている。

表5 聴解の主要項目と細部項目<sup>19</sup>

主 要 項 目	細 部 項 目
音と表記	• 単語      • 文      • 数字
視覚資料 (産業安全、職業関連内容を含む)	• 写真と絵についての正確な説明を選ぶ(絵を見て適切な説明を選ぶ問題) • 対話および文を聴いて適切な絵を選ぶ(説明をきいて適切な絵を選ぶ問題)
対話 (産業安全、職業関連内容を含む)	2人の対話で後に続く内容を選ぶ(あいさつ、日常生活、作業関連内容等)
対話と話 (産業安全、職業関連内容を含む)	• 2人の対話を聴き内容把握 • 話を聴いてその内容把握

聴解試験に出題される問題は、「音と表記」、「視覚資料」、「対話」、「対話と話」の4つの内容が出題されるといえる。このうち3つ目の「対話」と4つ目の「対話と話」は対話が重複して使われており、区別しにくいだが、問題プールを見るとこれらは出題の形式で区別されていることが分かる。前者は後に続く内容を選ぶ問題、後者は聴取した内容に関して適合するものを選ぶ問題になっており、対話を取り扱うという点では共通するが、取り扱い方の違いによって別の項目として出題されていることが指摘できる。

また、4つの主要項目のうち、「音と表記」を除く3つの内容においては括弧の中に「産業安全、職業関連内容を含む」とあり、EPSに対応した内容が取り扱われることが明確にされている。

EPS-TOPIKは以上のような内容と問題形式によって読解と聴解の試験が行われている。合格は総合点で判断され、40%の得点率に達すれば、合格可能な試験であるといえる。

### 5-1-3. 問題プールの問題例

EPS-TOPIKは2012年までは公開されている問題プールから出題をおこなっていた。安山市での聞き取りではこの問題プールをひたすら解くという対策でEPS-TOPIKは合格可能だという話をかつて時おり耳にした。このような受験対策への対応策として、2013年から完全非公開出題に移行してはいるが、2013年以降も出題基準自体には変更がない。そのことから、2012年まで

19 EPS-TOPIK 公式ホームページに掲載されている出題基準を参照。

の問題プールは非公開化以降の EPS-TOPIK を考察する上で大変重要な資料になるといえる。2013年以降も出題内容や問題形式には変更がなされていないだけでなく、2013年以降もこの問題プールが韓国産業人力公団ホームページ上で引き続き公開されており、そこには「外国人勤労者の韓国語学習の参考としてのみ使用することを勧める」と述べられている。「外国人勤労者の韓国語学習」とは、EPS-TOPIK 受験の準備と理解することができ、そのために活用することを勧めているように理解するのが自然であろう。

以下に、問題プールについて、まずその外形的な構成を明らかにし、次に難易度を考える上で考慮すべき点を示したい。

問題プールの外形であるが、読解試験用と聴解試験用が別に存在する。まず、読解問題用から見ると、読解問題は960問からなっている。次の表は読解用問題プールの構成を先に見た大項目および細部項目を基準に分類したものである<sup>20</sup>。それぞれの大項目に対応する問題番号と、それらの問題が問題プール内で占める比率も示した。

表6 読解問題プールにおける問題の構成

大項目	問題番号	問題プール内比率 <sup>21</sup>
事物および状況の説明	1～200	20.8%
語彙および語法	201～480	29.2%
実用資料の情報	481～800	33.3%
読 解	801～960	16.7%
全 体	960	100.0%

読解の問題プールの構成は「事物および状況の説明」と「語彙および語法」の合計で50%、「実用資料の情報」と「読解」があわせて50%になっている。前者は、絵や写真を読み取って内容に合うものを選ぶ形式や、括弧の中に適切な語彙や語法を選ぶ問題であることから、絵や写真の理解や、韓国語の知識を問うことに重点がおかれているように思われる。読解といいながら、「読み解く」問題ではないとはいえ、このような問題が問題プールの半分を占めていることは EPS-TOPIK の問題の傾向として興味深い。

また、「実用資料の情報」と「読解」であわせて50%を占めてはいるが、実用資料の情報のほうが比率が高い。EPS-TOPIK では複数の文からなる文章の読解よりも、表示板や案内板などの実用的なものが読み取れることを評価しようとする意図が感じられる。

次の図は、読解問題の「事物および状況の説明」と「語彙および語法」の問題プールにある問題である。問題番号36番の問題は「事物および状況の説明」の問題として収録されているものである<sup>22</sup>。

20 先述したように、EPS-TOPIK の問題は、大項目と細部項目の両面から見る必要がある。ここでの分類も両項目について検討をおこなった。

21 小数点第2位以下を四捨五入した数値である。

<b>36</b>		① 컴퓨터 (keompyuteo) Computer  ③ 카메라 (kamera) Camera	② 라디오 (radio) Radio  ④ 텔레비전 (telebijeon) Television
-----------	---	--	---

図1 「事物および状況の説明」の問題の例

この問題では、左側にカメラの写真が、右側に①から④まで4つの選択肢が提示されている。受験者が左側のカメラの写真が何であるのかを認識できない可能性はほとんどないと思われる。また、これが英語で Camera であることも知っている場合がほとんどであろう。このような前提で36番を見ると、ハングルを知ってさえいれば「kamera」という音が導き出せるため、選択肢の中から③を選ぶことは大変容易であるといえそうである。ハングルは表音文字であるため、このような英語由来の、韓国で定着している外来語の単語については容易に正答を選ぶことができる。

「語彙と語法」の問題でもやはり難易度が低いと思われる問題が散見される。次の242番を見てみよう。

<b>242</b>	오늘은 일요일입니다. _____은/는 토요일이었습니다. (oneureun iryoirimnida _____eun/neun toyoirieotseumnida) This is Sunday. _____ was Saturday.	
① 내일 ② 모레 ③ 어제 ④ 그저께	(naeil) (more) (eoje) (geujeokke)	Tomorrow The day after tomorrow Yesterday The day before yesterday

図2 「語彙と語法」の問題の例

242番は「昨日」に該当する韓国語の単語の知識を問う問題で、該当するものを四者択一で選ぶようになっている。問題文は「今日は日曜日です。\_\_\_\_\_は土曜日でした。」であり、「曜日表現」と「昨日」という語彙を知っていれば正答が可能である。曜日表現や昨日のような時間

22 以下で引用する問題には、括弧の中にローマ字で韓国語の読み方が示され、またその下には韓国語の意味が英語で表記されている。例えば選択肢③では韓国語카메라の下に括弧で kamera と表記されているがこれは韓国語の発音をローマ字表記したものである。またその下に Camera とあるのはカメラの意味を英語で示したものである。問題プールが韓国語学習の参考のために公開されていることから、独学が可能ないようにこのような表記が付け加えられているものと思われる。実際の試験で示されるのは韓国語のみである。

表現の語彙は外国語学習の初期に学ぶことが一般的であるため、この問題の難易度は入門あるいは初級の前半程度の水準<sup>23</sup>にあると考えられる。このように、読解の問題プールには難易度が低いと思われる問題が多数収録されていることが指摘できる。

次に、聴解問題についても同様に問題プールの外形的特徴から把握してみたい。次の表は聴解の問題プールの構成を示したものである。

表7 読解問題プールにおける問題の構成

大 項 目	問 題 番 号	問題プール内比率
音 と 表 記	1～160	16.7%
視 覚 資 料	161～480	33.3%
対 話	481～680	20.8%
対 話 や 話	681～960	29.2%
全 体	960	100.0%

聴解問題は、「音と表記」と「視覚資料」の合計と、「対話」と「対話や話」の合計でそれぞれ50%ずつ収録されている。前者は韓国語の知識を評価するために聴解が利用されるタイプの問題であり、後者は対話や話といった一定の長さがある談話を聞き取る能力を評価しようとする問題であるといえる。聴解とはいえ、音や表記に関する問題、また視覚資料を活用した基礎的な韓国語知識を確かめるような問題が出題されていることが分かる。

次の図は聴解の問題プールの「音と表記」と「視覚資料」に収録されている問題である。まず、「音と表記」の問題の1例として問題番号28番を見ることにする。

<b>28</b>	① 어디	② 안내	③ 우리	④ 언니
	(eodi)	(annae)	(uri)	(eonni)
	Where	Information	Us	Older sister

図3 「音と表記」の問題の例

28番の問題では①から④まで4つの選択肢がある。このうち1つの音声の流れ、どの選択肢についての音声であったのかを選ぶ形式になっている。ハングルは表音文字であるためハングルが読めれば、正しい答えを選ぶことは容易であるといえる。ここで興味深いのは、この「音と表記」については160問全てがどの選択肢を読んだものなのかを選ぶ形式になっている点である。一部で選択肢が文になっている問題もあるが、いずれにせよハングルが読めれば正しい答

23 韓国語のレベルは一般的に6段階に分けられている。一般的な韓国語能力試験（TOPIK）がそうであるし、代表的な韓国語教育機関でも6段階に分けるのが普通である。試みに高麗大学校や世宗学堂の韓国語教科書を調べてみたところ、いずれの教科書においても最も低いレベルの教科書で「일요일」、「토요일」、「어제」が提示されていた。

えを選べるという点では違いがない。これらの問題が受験者の得点源になるであろうことは十分に想像できる。

次の問題番号313は「視覚資料」の問題の1例である。

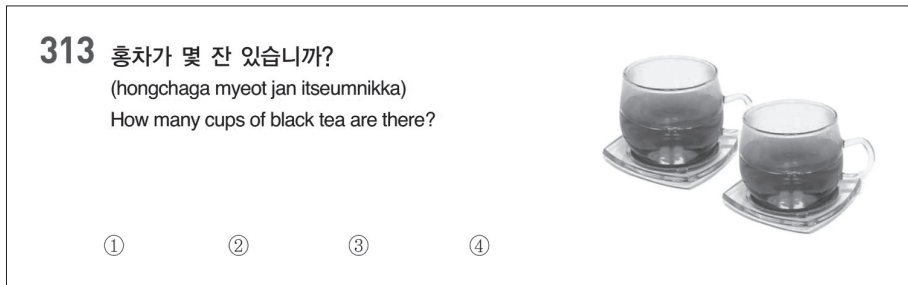


図4 「視覚資料」の問題の例

313番では左上に質問があり、右側に写真が提示されている。左上の質問の内容は「紅茶はいくつありますか。」というもので、数を問うているといえる。右側の絵を見れば紅茶の数は2つであることは誰の目にも明らかであるので、この問題の出題意図は韓国語の数字を知っているか、あるいは聞き取れるかを測ることであるといえよう。なお、選択肢として①から④まで番号のみが記されているが、試験では①から④までは音声流れる。ちなみに、流される音声は、①「1つあります。」、②「2つあります。」、③「3つあります。」、④「4つあります。」であり、数字のみが違っている。韓国語の数字の言い方を知っていれば正しい答えを選ぶことは容易であり、難易度が低い問題といえよう。

ここまで、問題プールの問題について、読解と聴解からそれぞれ2問ずつ実例を取り上げ、難易度が低い問題が含まれていることを示した。EPS という韓国語能力を前提とした制度のための試験において、このような難易度の問題が出題されることの意味については結論部分で考えてみたい。

## 5-2. 渡韓直後から就業までの韓国語教育

EPS-TOPIK 合格後、韓国事業者との間で労働契約が締結されると、EPS 希望者には「事前就業教育」が実施される一方、平行してビザ発給の準備が進められる。ビザの発給は韓国の使用主、つまり事業所が韓国の出入国管理事務所から「ビザ発給認定書」の発給を受けることで進められる。「ビザ発給認定書」が事業者が発給されると、事業者はこれを産業人力公団に提出する。産業人力公団から送出国の担当省庁に連絡が行き、送出国担当省庁が韓国大使館にビザを申請し発給へと進む。また、送出国担当省庁と韓国産業人力公団の間で入国日の協議や調整がなされる。近年、一部の国々との間では電子査証制度が適用されており、韓国の出入国管理事務所から自動的かつ即時に送出国所在の韓国大使館に情報が伝えられる。このような国々から労働者を受け入れる雇用主は韓国産業人力公団に「ビザ発給認定書」を提出する必要はなく、代わりに労働者の氏名、性別、生年月日、ビザ発給認定書番号のみを通報すればよいことになっ



ている。事前就業教育と同時平行でこのようにしてビザ発給の準備が進められており、その過程では送出国の担当省庁が一定の役割を果たしていることが指摘できる。

ビザが発給されると、入国日に合わせ送出国担当省庁の引率で出国し、韓国に入国する。韓国の空港到着後は送出国から韓国産業人力公団へと引継ぎがなされ各種の確認手続きがおこなわれる。その後、さらに国家別あるいは業種別の就業教育機関の担当者に引継ぎがなされる。これは入国後にまず受けねばならない「就業教育」のためである。これらの教育をおこなう機関は、次の表の通り、業種別、あるいは国籍別に指定されている。

表8 受け入れ業種別教育担当指定機関

業 種 (国籍)	教育担当指定機関
製造業・サービス業 (ベトナム、モンゴル、タイ)	労使発展財団
製造業・サービス業 (ベトナム、モンゴル、タイ以外)	中小企業中央会
農畜産業	農協中央会
漁業	水協中央会
建設業	大韓建設協会

就業教育の目的は「早期国内適応支援」とされ、就業教育の内容としては、韓国語、韓国文化の理解、関係法令、産業安全保健、基礎技能等が挙げられている。健康診断もこの期間に実施される。教育時間は16時間以上と規定され、2泊3日の日程でおこなわれる。またこの教育期間も勤労基準法により勤労した時間に含められる。

就業教育を受けさせることは使用主の義務とされ、教育費用は一般外国人労働者（E-9ビザ取得者）の場合、事業主が負担することになっている。韓国系労働者（H-2ビザ）の場合は、労働者本人が支払わなければならない。

また、保険の加入もこの時期におこなわれる。使用主は、外国人労働者の退職金に相当するものとして「出国満期保険」と、「貸金未払い保証保険」に加入し、外国人労働者は、帰国費用保険」と「傷害保険」に加入する。

次の表は就業教育の費用として事業主が負担する金額である。

表9 業種（ビザ）別就業教育費用

業 種 (ビザ)	費 用
製造業・サービス業	195,000ウォン（使用主負担）
農畜産業・漁業	210,000ウォン（使用主負担）
建設業	224,000ウォン（使用主負担）
韓国系労働者（E-2）	合宿の場合：148,000ウォン（労働者負担） 非合宿：102,000ウォン（労働者負担）

以上のような、就業教育期間が終了すると、事業主は教育機関から労働者を引き継ぎ、労働が開始されることになる。

## 6. 結 論

これまでに EPS における渡韓前の韓国語教育を中心に見てきた。EPS では韓国語試験として EPS-TOPIK が課されており、労働者選抜がおこなわれることを述べた。試験は読解と聴解からなっており、四者択一問題であり、総合で40%以上の得点率で合格と判定されるものであった。公開されている問題プールでは、単語や単文の読解や聞き取り問題が50%を占めていた。一方、複数の文からなる文章あるいは談話の読解や聴解が50%を占めていた。また、問題プールには難易度が極端に低い問題も散見され、四者択一の試験方式とあわせて考えると、40%の得点率に達することはさほど難しくないと考えられることを指摘した。

EPS で韓国に入学する労働者は、2008年度は72,000人、2015年度は43,100人であった。EPS は一度入学すれば4年10ヶ月を限度に韓国で働くことができる制度である。したがって EPS で韓国国内に滞在する人数はこの数字よりはるかに多い<sup>24</sup>。このことは EPS-TOPIK のあり方を考える際に考慮すべき要素になっているといえるであろう。つまり、毎年、数万人の高度な韓国語能力を保持する労働者を単純労働のために確保することは難しく、そのことが EPS-TOPIK の難易度の設定にも影響を及ぼしていると考えられる。

他方で、EPS には理念がある。それは EPS-TOPIK の目的として示されている、「韓国語駆使能力および韓国社会に対する理解」を持っている者について入学および労働を許可しようというものである。

このような目的と難易度の設定を合わせて考えるとき、EPS-TOPIK という試験が理想と現実の間で、バランスをとろうとする様子が見えてくるように思われる。

## 7. 渡韓前の韓国語教育実態が移住労働者対象の第二言語教育のあり方に示唆すること

欧州においてはイギリスやオーストラリアなど、一部に移民に対して英語やドイツ語の試験を課して一定の言語能力の習得をビザ再発給の条件とし、移民の言語文化的同化を促進しようとする動きがこれまでにあった。EPS-TOPIK の導入はこれらと同じ移住労働者に対する言語政策であると同時に、生活や労働環境への適応を支援するための福祉政策としての側面も持っていることが窺えた。韓国語試験の分析を通じて、難易度の極端に低い試験問題が散見されるなど、外国語教育学の観点からは改善すべき余地が認められたが、日本においては技能実習生に対して来日前の語学研修と来日後の極めて短い研修が実施されているだけで、こうした試験

---

24 韓国産業人力公団 (2014) 「EPS workshop for close cooperation with 15 sending countries」によれば、雇用許可制開始後10年間でこの制度を利用し入学した労働者は、全体で463,427名である。

は行われていない。すなわち、実質的には日本語教育の結果を数値的に管理せずに、言語能力を必要としない労働に従事するものとして受け入れを継続していると看做すこともできる。

21世紀になって、第二言語教育は国境を越えて移動する人々の福祉の根幹を支えるものとしてその重要性が再認識されている。本調査の結果を踏まえて、韓国と日本のインドネシア人に対する言語能力と生活実態の関連性を精査し続けることにより、ますます多民族化が進む日韓両国において、どのような第二言語教育が望ましいのかを模索することが当該分野の研究者にとって喫緊の課題であると考えている。

## 付 記

本研究のデータ収集に際し、科学研究費補助金(平成19-22年度基盤研究C、課題番号19520466「定住インドネシア人就労者のライフコースと日本語習得についての研究」研究代表者吹原豊、および、平成22-26年度基盤研究B、課題番号22320092「在日インドネシア人児童生徒の日本語習得と継承言語習得に関する基礎的研究」研究代表者助川泰彦)からの助成を得た。

## 主な参考文献

### 日本語文献：

- イ、ヘジン (2007) 「韓国における外国人研修生制度と移住者政策」『女たちの21世紀』No.51、24-27
- 今泉慎也 (2012) 「外国人労働者受け入れに関する法的枠組み——韓国と台湾の比較をてがかりに——」、山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度』調査研究報告書、アジア経済研究所、1-12
- 佐野孝治 (2010) 「外国人労働者政策における「日本モデル」から「韓国モデル」への転換——韓国における雇用許可制の評価を中心に——」『福島大学地域創造』第22巻第1号、37-54
- 白井 京 (2007) 「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法231』、国立国会図書館調査及び立法考査局、31-50
- 宣 元錫 (2007) 「韓国の移住外国人と外国人政策の新展開」『情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究 Discussion Paper No.7』
- 宣 元錫 (2013) 「雇用許可制への転換と韓国の非熟練外国人労働者政策」『国際問題』No.626、18-31
- 吹原 豊・助川泰彦 (2015) 「移住労働者の言語習得を促進する要因についての一考察」『国際社会研究』第4号、21-36
- 松岡洋子 (2009) 「移住外国人の言語習得と施策——韓国から日本への示唆」『移住労働者とその家族のための言語政策』ひつじ書房、71-92
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT) 「主要国の外国人労働者受入れ動向：韓国」[http://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2015\\_01/korea.html](http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/korea.html) (2015年10月21日閲覧)

### 韓国語文献：

- 고려대학교 한국어문화교육센터 (2008) 『재미있는 한국어1』 교보문고
- 고용노동부·한국산업인력공단 (2012) 『보도자료 고용허가제 15개 송출국가에 한국어 표준교재 보급』
- 국립국어원 (2013) 『세종한국어1』
- 김명광 (2011) 「국내 외국인 근로자 정책과 대안: 특수 목적 한국어 교육을 중심으로」 『현대사회와 다문화』 1-2、대구대학교 다문화사회 정책연구소、200-225
- 김유정 (2008) 「고용허가제 한국어능력시험 (EPS-KLT) 의 현황과 과제」 『이중언어학』 38、이중언어학회、

95-122

정호진 (2013a) 「EPS-TOPIK 시행 현황 및 관계자 요구 분석」 『비교문화연구』 31, 경희대학교 비교문화연구소, 395-414

정호진 (2013b) 「설문조사를 통해 본 EPS-TOPIK 발전 방안」 『교육문화연구』 19-2 인하대학교 교육연구소, 99-129

박영범 (2014) 「고용허가제 10년과 향후 과제」 『문화일보 (2014년 8월 29일 기사)』

한국산업인력공단 (2014) 「EPS workshop for close cooperation with 15 sending countries」